

議案第 3 2 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、玖西環境衛生組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合同規約（平成 1 8 年指令平 1 8 市町第 8 1 5 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約
山口県市町総合事務組合同規約（平成 1 8 年指令平 1 8 市町第 8 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、玖西環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第32号参考資料

山口県市町総合事務組合同規約新旧対照表

新		旧	
別表第1 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)		別表第1 組合を組織する地方公共団体(第2条関係)	
山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	
別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)		別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 略	略	1 略	略
2 第3条第2号に規定する	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生	2 第3条第2号に規定する	宇部市(交通局に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生

事務	町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、山口県市町総合事務組合	事務	町、阿武町、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、山口県市町総合事務組合
3 略	略	3 略	略
4 略	略	4 略	略
5 略	略	5 略	略
6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境	6 第3条第6号に規定する事務	宇部市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第3に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備

	施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 略	略	7 略	略
8 第3条第8号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	8 第3条第8号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 略	略	9 略	略

1 0 略	略	1 0 略	略
1 1 第3条第 1 1号に規定 する事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合	1 1 第3条第 1 1号に規定 する事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、 <u>玖西環境衛生組合</u> 、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合